

### (7) 警察における民間の団体との連携・協力の強化

警察において、被害者支援連絡協議会（P76(1)「被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進」参照）などにおいて、民間の団体との連携を一層強化し、支援を行っている。

《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの（「1～2年以内を目途に実施する」とされたものを含む）》

### (8) 民間の団体に対する財政的援助の在り方の検討及び施策の実施

内閣府において、民間の団体の役割の重要

性にかんがみ、民間の団体に対する財政的な援助を充実させるため、平成18年4月、推進会議の下に、「民間団体への援助に関する検討会」を設置した。

同検討会においては、被援助団体となる対象、援助されるべき事務の範囲、援助の経路や財源などの総合的な在り方に関して、検討を重ねている。

平成19年4月、犯罪被害者等早期援助団体などに対する援助の拡充や地方公共団体における取組を促進するための方策などを盛り込んだ中間取りまとめを行い、国民からの意見募集の結果を踏まえ、現在、最終取りまとめに向けた検討を行っている（P16 コラム2「3つの『検討会』の中間取りまとめ」参照）。

## 第5節 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

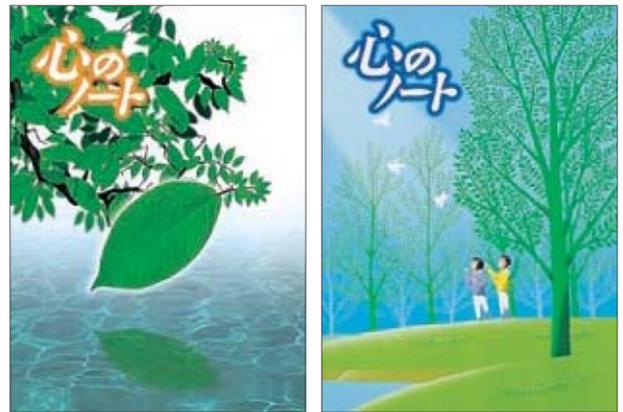
### 1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

#### (1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

文部科学省において、都道府県教育委員会などとの連携、協力の下、体験活動を生かした道徳教育や地域人材の積極活用などにより、命を大切にする心を育むなどの道徳教育を推進するための実践研究を実施している。

また、かけがえのない生命について考えさせるなど、道徳の内容を分かりやすく表した「心のノート」をすべての小・中学生に配布しており、平成19年度においても配布した。「心のノート」の趣旨を生かした創意ある活用を通して、授業や生活に意欲的に取り組み、かけがえのない命について児童が考えたり、児童自らの道徳性の育成に役立っている。



提供：文部科学省

#### (2) 学校における体験活動を通じた命の大切さの学習についての調査研究の実施及びその成果の普及

文部科学省において、学校における自然体験活動や社会奉仕体験活動の充実を図っており、平成17年度からは、高齢者との交流や保育体験、植物の栽培や動物の飼育体験など、命の大切さを学ばせるのに有効な体験活動に